

令和3年第1回定例会（5月11日） 建設委員会会議録

書記 伴 藤 崇 録

招集年月日時 令和3年5月11日（火曜日）
午後1時30分

招 集 場 所 議事堂 建設委員会室

本日の会議案件

- 1 会議録署名員の指名
- 2 建設部関係の所管事項（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員

委員長	今 川 雄 策
副委員長	吉 方 清 彦
委員	加 藤 鉦 一
委員	佐 藤 雄 孝
委員	小 山 緑 郎
委員	三 浦 英 一
委員	小 原 正 晃

書 記

議会事務局議事課	伴 藤 崇
議会事務局政務調査課	村 上 忍
建設部建設政策課	鎌 田 大 将

会 議 の 概 要

午後1時27分 開議

出席委員

委員長	今 川 雄 策
副委員長	吉 方 清 彦
委員	加 藤 鉦 一
委員	佐 藤 雄 孝
委員	小 山 緑 郎
委員	三 浦 英 一
委員	小 原 正 晃

説 明 者

建設部長	佐 藤 秀 治
建設部建設技監	田 中 倫 英
建設部港湾技監	鮫 島 和 範
建設部次長	佐々木 寿 一
建設部次長	奈 良 滋
建設部建設産業振興統括監	浅 井 学
参事(兼)営繕課長	佐 藤 温
建設政策課長	三 浦 卓 実

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、定期人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いします。

建設部長

【説明者を順次紹介】

委員長

次に、新任の委員会担当書記を紹介します。

議会事務局政務調査課村上忍書記、以上であります。

次に、会議録署名員を指名します。

会議録署名員には、小山委員、小原委員を指名します。

それでは、建設部関係の所管事項に関する審査を行います。

執行部より発言を求められておりますので、これを許可します

建設部長

【建設部職員の逮捕事案について説明及び謝罪】

道路課長

【建設部職員の逮捕事案について当日配付資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明についての質疑を行います。

佐藤雄孝委員

何点かお聞きします。それこそあってはならないことが発生したということは事実です。今拘束されている県幹部の方が否認しているということを新聞紙上で見ていますが、取調べが今年の2月のように書いてあります。それは上司に報告したとのことで、そういう状況で今日まで至っています。この工事の事案は昨年の、1年前からの事案で、そして取調べを受けたのは2月からです。その間、当時の北秋田地域振興局長に報告したということが新聞に書かれておりますが、皆さん方建設部にも報告は上がっていましたか。

建設部次長（佐々木寿一）

建設部として初めて耳にしたのは、今年の2月上旬に、本人から当時の北秋田地域振興局長に、取調べを受けていること、内容については捜査上の秘密の問題で申し上げられないこと、そういう事実の報告があり、そのとき初めて部としてはその事実を認識しています。

佐藤雄孝委員

報告を受けて、報告の中で今現在否認しているという状況の——拘束されている幹部の方は、要はやっていないということで、取調べに対して否認していると私は思っているのですが——そういう否認している根拠というのは聞いていますか。

建設部次長（佐々木寿一）

報道では否認していると出ていますが、その辺の根拠等については私どものほうでは把握しておりません。

佐藤雄孝委員

いずれこういう事案が発生したということは事実のようですが、この2つの受注した業者の今後の取扱いはどうなるのでしょうか。

建設部次長（奈良滋）

事業者に対しては、今回、公契約関係競売入札妨害の疑いで社員が逮捕となっているので、県で定めている指名停止基準において指名停止の対象になるということが確実になっています。逮捕の時点で指名停止を行うというルールになっているので、現在手続の準備を進めているところです。

佐藤雄孝委員

そうすれば、もう一方の工事を受注した業者の処遇はどうなるか。

建設部次長（奈良滋）

もう一社については、どういった内容で今回の事案に関与しているかということをお我々としても現在把握できていないので、状況を把握できてから、指名停止に当たるべき案件であるかということを検討してまいりたいと考えています。

佐藤雄孝委員

やはりこれは各地域振興局の建設部——農林水産部も含めてですが、事業を発注しているところに、一般の現場代理人が打合せで来るのはいいのですが、その会社の幹部が自由に出入りするということは、こういうことにつながる可能性が大きいと思います。ですから、今後は、仕事上の代理人の方々のコミュニケーションはある程度いいのですが、会社の幹部の方々が自由に各振興局——この県庁もそうですが、そういう出入りについても少し考えて、こういうことが発生できないような、そういう環境づくりも、この機会に考えたほうがいいのではないかなと思います。

そして、一番大切なことは、新年度になって、県民の安全、安心のためにインフラの整備がいろいろとこれから本格的に始まる時期にこういうことが起きたということで、現場の職員の皆さんも萎縮するような傾向にあると思いますが、そうしたところを幹部の皆さんが普段どおり、計画どおり、県民のためのインフラの整備に精力的に取り組んでいくような、そういう環境づくりを皆さんにさせていただければ大変ありがたいと思っています。

建設部長

このたびの事案については、職員一人一人が真摯に受け止めていかなければいけないということは、それは言うまでもありませんが、建設行政というも

のは地域経済の発展や、安心、安全の確保など、社会において非常に重要な部分、役割を担っていますので、職員が過度に萎縮することなく、それらの求められている役割を滞ることがないように、職員が一丸となって、県民のための建設行政推進に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

佐藤雄孝委員

業者の出入りに関してはどうですか。

建設部次長（佐々木寿一）

業者の出入りについては、現在でも振興局等は積算業務を行っているのですが、気軽に出入りするというのは禁じられるところですが、今後、それが徹底されていたかどうか、その辺の実態も調査して、徹底されていない点があれば改善策等を検討していきたいと考えています。

建設部長

その件に関しては、昨日、出入口にしっかり貼っているかどうかの確認と、出入り制限——仕事で来る方は当然受け入れますが、そうではなくて、ただ単に営業で来る方とか、そういうような出入りの制限はしっかりするようという通知を出しています。

加藤鉦一委員

この鷹巣西道路は、我々建設委員会でも調査したのですよね、出来た頃。私自身は竣工式にも行っていて、あの光景を思い浮かべると本当に残念だなと、非常に残念に思っています。

それで、いろいろ対策を講じるというのは、何かあった場合は当然皆さんおっしゃる。佐藤委員からも出たように、出入りの問題とか——ただ、あなたの方が上からただ指示をするというよりも、そういうのを各振興局の担当と、きちんともう一回精査したほうがいいと思います。例えば出入りの問題、名刺を置く問題、いろいろあるのですよね、見ていると。そういうことをもう一回精査して、こういうことが二度と起こらないように対策を講じるというのは——もちろん口だけではなくて、そういうことをきちんと話し合いをして一回問題点をクリアにしてやっていただきたいと要望しておきます。

それから、もう一つは、最低制限価格はそういう係数の関係でどうしても振興局、発注者の中にあるのですが、最低制限価格にぴったりと合う事例というのは、確率的にないわけではないでしょうけれども、2件ともぴったり合うというのは、私には異常に思えるのですが、この辺はどのように皆さん把握しているのですか。2点について伺います。

建設部長

現場の声を聞くということは、委員のおっしゃるとおおりだと思っています。私たちよりも現場で苦勞している人間、あと発注業務に携わっている人間の声が一番重要なので、その方々の意見を吸い上げよ

うということで、現在の契約制度において感じていることなどを聞き取りしようと考えています。

また、最低制限価格に関しては、令和2年度の発注工事で最低制限価格制度の対象となったもののうち、約16%が最低制限価格と同額での落札となっています。今は非常にソフトも発達していて、業者の積算能力もすごく高まっていると思いますので、頑張って積算の技術力を高めていけば、それなりのものはできると思います。県で積算に使っている基準書や単価などは全て公表していますし、最低制限価格を出すための数式、算定式も全部出していますので、全てオープンにしていますので、それらを使って積算能力を高めていけば出せないことはないと考えています。

加藤鉦一委員

今の説明では、16%が最低制限価格と一致するということでした。それはそれでまたま一致するということでしょうけれども、いずれ、こういう公平、公正、先ほど言ったように皆さんがそれを保つということは、やはり他県での状況など——秋田県は秋田県の独自の考え方あるいは状況を踏まえてやっているわけですが、公平、公正、そういうことを考えたときに、他県の状況などもいま一度きっちり確認しながら、今までやってきたものがベストではなくて、よりベストな、ベターな方向というのを探ることも是非検討していただきたいと思います。

建設部長

他県の状況も確認しながら勉強してまいりたいと思います。

三浦英一委員

先ほど、最低制限価格にぴったりと一致するのは16%ぐらいあるとの答弁でした。私も何かの件で聞いたことがあり、やはり16%から17%ぐらいは最低制限価格に一致するというのを聞いたことがあります。こういう入札は、年間で、建設部だけで1,700件ぐらいあると聞いたのですが、建設部だけでどのくらいあるものですか。

建設部次長（佐々木寿一）

令和2年度のデータですが、最低制限価格制度を採用した工事は、現段階の調べによれば1,683件あります。

三浦英一委員

そうすると、1,700弱こういう入札がある中で、十六、七%となると、約2割に近いではないですか、何百件となってしまいます。そういうのは、今部長が話したように、精度が高まってきて、オープンにしてやっていくというようなことで、またそれを算出する業者のほうも精度が高まっているというようなことなのでしょうけれども、私どもにしてみれば、最低制限価格にぴったり一致するというの

は——大分昔は予定価格などは出していない時代もあったのですが、今は予定価格を出して、それから最低制限価格ということで、簡単に言えば経費等さえ分かれば、必要経費さえ分かれば、もう最低制限価格を出せるというような、そういう状況だと思えます。

今回はそれを県の職員が、疑いのある業者に漏らしたのではないかとということで取調べを受けたということなのですが、今回、その工事では県が東側と西側の2工区に分割してやったわけで、その工区2つを、両方とも同じ業者が取ることはできないわけでしょうから——これは新聞報道で知ったのですが、今事情聴取されている業者が、もう一つの西側工区のほうを最低制限価格で落とした業者に教えた、東側工区のほうの業者が教えたというようなことを新聞報道で見ました。そうすると、それがもし事実であれば、先ほど佐藤委員が、ではもう一つの西側工区のほうを受注した、最低制限価格で落とした業者はどうなるのだということを聞いたのですが、もし東側工区を落札した業者が本当に西側工区のほうを落札した業者に教えたということになれば、それが県庁職員からの経由で西側工区の業者が最低制限価格を分かったということになるから、そのときの扱いは、その西側工区のほうの業者の今後の扱いはどうなるのですか、そういう事実が出たとしたら。

建設部次長（奈良滋）

先ほども申し上げたとおり、1社については逮捕なので指名停止基準に該当していますが、もう1社については、今のところ指名停止の対象となる行為の確認はとれていないので、今後確認の上での対応ということになります。

金額を他の事業者から教えてもらって入札に参加して落札した場合、そういったことが指名停止の対象となるかどうかについては、これから検討していきたいと考えています。本来であれば、きちんと自分で工事費用を積算をして、それで入札に参加するというのが、入札参加者には求められていますが、自分できちんと積算しないで入札に参加したということ自体が、不正、不誠実に当たるのかなど、そういったことについて今後検討していくことになりうかと思います。

三浦英一委員

今後の捜査の進展状況によるわけですが、その取調べで、予定価格が安いほうの西側工区を受注した業者は、予定価格が高いほうの東側工区の業者から聞いたとなって、では、東側工区を受注した業者は誰から聞いたのかといたら、東側も西側も県庁の職員から聞きましたということが、取調べの進展で明らかになれば、その両者とも同じような扱いになるという認識でよろしいのですか。

建設部次長（奈良滋）

指名停止のボリュームといいますか、何か月間という部分に関しては、そういった行為の程度によって、あらかじめ何か月から何か月までの間ということで内容に応じて決まっているので、その範囲での運用となります。今回の競売入札妨害については、18か月又は16か月と決まっているわけですが、それ以外の場合、例えば今おっしゃいました、他の業者から教えてもらったというケースが何か月の部分に該当するのかなというのは、これからの検討になるかと思います。

三浦英一委員

分かりました。

先ほどの話に戻りますが、建設部関係でこのような入札が年間1,700件ほどある中で、最低制限価格に一致するような事案が十六、七%あるということは、計算すると300件以上あるということではないですか、ぴったり合うのが。そういう中で、なぜ今回だけ、こういう事案で警察の事情聴取を受けるようなことになったのか、私自身は不思議に思っているのですが——それはあなた方に聞いても分かりようがないのですが、ただ幾ら精度が高まったにしても、最低制限価格とぴったり一致するというのは、どうも私みたいな素人はちょっと分かりかねるところです。これは当事者がまだ否認しているということなので、これからでしょうから、あまりこれ以上はお話はできないのでしょうか。

今後ですよ、今後。もう起きてしまった事案は、幾ら皆様方が悔やんでも悔やんでも、後悔しても元に戻りようもないので、では今後どのような対策をしていかなくてはいけないのかと。どこをどういうふうにするというのは、例えば、新聞報道で知る限りなのですが、今回の予定価格の高いほうの東側を受注した業者の方は、その会社の元相談役と書いていましたが、その方はしょっちゅう庁舎にいらっしゃって、足しげく通って、職員の皆さん方——部長も元道路課長だったでしょうから——建設部のほうでも、職員の間では結構有名な方だというようなことを報道では書いていました。そういう方がしょっちゅう来るのは構わないのですが、いろいろ仕事の情報などを聞きに来るのはいいのですが、今後法令遵守を守るような形できっちりしたものを定めていくためにも、今日どういう業者さんのどういう方が来て、誰とどういう話をするべきか、しかも、できれば職員とマンツーマンで話ができないように、他にもう一人、いろいろメモする職員をつけて、1対1での面談をなるべく避ける、そういうような形をきっちりしていかなければならないと思います。何年後にまた皆さん方の部下や後輩が同じような過ちを繰り返さないためにも、今あなた方がいる時点でき

ちりしたものを作っていかなくてはいけないのではないかなと思います。今の時点でこれを教訓に、そういう来庁した業者さん方とのこれからの面談等含めて、どういうふうに改善して取り組んでいくか、教えてください。

建設部長

今の御指摘は非常に鋭いといいますか、そのとおりだと思っています。新聞報道等によれば、多分建設部長のところに来て——建設部長は個室になっているので、その中での1対1だったのではないかなとも思われますので、これからは業者さんと会うのであれば1対2とか、必ずその場所で何が起こったか分かるような状況で対応するというのは非常に重要なことだと思っています。

また、コンプライアンスですが、こういう事案が起これば、そのときは皆さん大変だとなるのですが、年月を経ていけば、やはりだんだん緩んできますので、同じ人間に研修などをある程度定期的にやっていくなど、周りからいろいろな意見を聞きながら、できることを一生懸命頑張っていきたいと考えています。

三浦英一委員

最後になりますが、当然今回県民の信頼を損なったということと、一生懸命やっている県庁の職員の皆さん方、そして業者さん方も一生懸命頑張っています、こういう中で。ですから、そういう人たちに報いるためにも、皆さん方の後輩が同じような苦しみを味わわないように、是非しつかりしたものを作ることに、今後取り組んでいただきたいと思います。これからは信頼回復に向けて、部長を先頭に全力で頑張っていただきたいと思います。新たな建設部の改革に全力で取り組んでいただきたいと思います。

建設部長

やはり現場のほうで実際どういう状況になっているのか、現場がどういう苦しみをしているのか、課題があるのか、できるだけ多くその課題を吸い上げて、そして組織一体となって考えて、アイデアを出し合って、できるだけ実効性のある対応策を考えていきたいと考えています。

小原正晃委員

今回の件は、やはり非常に遺憾だということを言わざるを得ないと思います。今県民の皆さんは、コロナ禍でかなり疲弊していて、生活が非常に苦しい中にあります。税金の使い方や公務員の皆さんの姿勢は、非常によく見られていると思います。そういった中で、こうしたことがあったのが非常に残念だったと思っています。

確認を少しさせていただきたいのですが、情報を持った職員というのは、この職員の方だけだったのでしょうか。

建設部次長（佐々木寿一）

最低制限価格を知り得る人間としては、途中過程でチェックする人間はいますが、最終的に成案といえますか、正式な最低制限価格を知り得る人間は当時の部長一人だったと考えています。

小原正晃委員

情報を知り得るのは部長だけということですね。

2月の時点で報告を受けたということですが、なぜ知事には報告しなかったということになるのでしょうか。知事は聞いていないという話でしたが。

建設部次長（奈良滋）

当時、一番最初に、任意の事情聴取を受けていると当該職員から北秋田地域振興局長に報告があり、その情報を建設部でももらったということは先ほど申し上げたとおりなのですが、その段階で危機管理部門を通じて副知事のところまでは報告をしていました。ただ、実際に聴取を受けたということはあったのですが、どういった内容についての聴取であるかということは警察のほうから口外しないようにと言われていたということで、それ以上の詳しいことが聞けなかったということで、そこまでのところでは副知事までで止まっていたという状況です。ただ、更に具体的な動きがあったら報告するようにというのは、副知事から我々も指示を受けていたところではあります。

小原正晃委員

普通の会社であれば、副社長のところまでではなく、やはりトップのところまで報連相を含めて行くものではないかなと思っての疑問でした。

もう一つですが、県の幹部職員と業者さんの接点という話が先ほどからありましたが、県の内規みたいなルールなどはないのでしょうか。そういう業者さんと接点を持ち、いろいろな話を——普通の世間話だったらいいと思うのですが——そういったことをしたことによって何か罰則だったり、内規の中で、何かルールみたいなことで縛るものなどはないのでしょうか。

建設部次長（奈良滋）

業者の方と接触するという言い方が適切かどうかはあれですが、例えば、話をするだとか、そういったこと自体は直接何かで禁止されているものではありません。ただ、逮捕、容疑になっているように、会った上で相手方——いわゆる利害関係者ということになるかと思いますが、そういう方に守秘すべき事項を漏れいしたということであれば、それは当然責任は問われることになるかと思いますが。

小原正晃委員

情報を持っているのは部長さん一人だけで、その情報を持っている部長さんが話してしまったというのは、国の話——総理の息子さんと総務官僚の人た

ちの話など、そういった県民の皆様、国民の皆様から疑念を持たれることは非常に多いと思うのです。もしルールがないのであれば、やはりそういう情報を持っている人と接点があった場合には、しっかりとルール決めなどをしていかなければ——先ほど1対1で会わないというような話がありましたが、そうしたものも含めてルール決めをしていかないと、こういったことは幾ら気を付けるというような話をしても、またどこかで意識が弱まってきたり、ずれたりすれば出てくるものではないかなと思います。少しそういったところも話し合いながらルールを決めていただきたいと思います。これについて、一言頂けませんか。

建設部長

それに関しては、やはり1対1というのが一番まずいと、周りに誰もいなくて幾らでも秘密の話ができるような状況、それはまずいことなので、最低限2人以上そこにいて、まずいことがあれば必ず1人は止める状況なり又はメモしていて、あとはちゃんとその内容が分かるようにしておくということは大変重要だと思っています。

今回の事の発端といいますか、基本的にはそこで、密室でもないのしょうけれども1対1という状況で生まれた、大本はそこだと思っていますので、やはりそこを何とかしていけないといけないのかなと。それに関して、1対複数ということも含めて、皆さん、県職員でいろんな知恵を出し合いながら、それ以外にも何かいい方策があるのかどうか、そこまでも含めて検討してまいります。

小原正晃委員

こういったことで、非常に大変なことなのですが、しゃべる側もかなりリスクがあると思うのです。万が一こういった事例になってしまったら、かなり大きくなってしまって、自分の今までやってきたことも非常に傷ついて大変になってしまう。見返りがなければ、なかなかできないのではないかと勝手にこっちのほうで思ってしまうのですが、こういったのはこの部ではなくて警察のほうでいろいろ調べていくのだと思うのですが、普通に考えて、見返りがあってそういう話をしたのかなと勝手に思っているのですけれども。今後この職員の方の処分の時期というのは、どのタイミングで、いつ頃というのは考えているものですか。

建設部次長（奈良滋）

職員の懲戒処分については、人事担当部局の担当ということになっていますが、いずれ事実関係が明らかになり次第、処分を行う形になるということは聞いています。

小原正晃委員

分かりました。

もう一つ、先ほども話がありましたが、これは1つの会社が情報を聞いて、もう一つの会社に教えて、同じように最低価格で入札を行ったという話だったのですが、最低制限価格の入札価格が16%ぐらい、300件近いものであるというような話だったのですが、こうしたことを考えると、談合という中でも、1つの情報を聞く人がいて、振り分ける人がいて、そういうことも行われているのではないかと勘ぐってしまうのです。こういったことを最低制限価格や様々な入札金額から率を含めた金額などを照らし合わせて、少し調査だったり、調べていく予定や考え方はありますでしょうか。

【「終わったことに対して」と呼ぶ者あり】

小原正晃委員

いや、これだけではなくて、終わったことでも、大丈夫だよねという確認などの作業をすることはあるのでしょうか。何もしないのでしょうか。

建設部次長（佐々木寿一）

現在のところは、先ほど申し上げた件数などで調査を始めていますが、今は事案が明らかになっていませんけれども、その事案次第では、そういう必要性が発生した場合は更に細かい調査に入っていくと考えています。

建設部次長（奈良滋）

若干補足しますと、先ほど委員がおっしゃったような複数でというような事案については、そういった事案が疑われるケースが発覚した場合は、我々としても談合情報に対する対応についてルール化しているので、それに沿って調べていくことになるかと思っています。

小原正晃委員

今回のケース、最終的には官製談合防止法ということになるのかなと思うのですが、その中で違約金だったり、損害賠償の請求がこの法にはあると思うのですが、こうしたことの対応については検討しているのですか。

建設部次長（奈良滋）

私の理解としては、損害賠償請求というのは本来支出しなくて済むであろう支出が、そういった犯罪行為によって支出に至っているということを踏まえての賠償請求ということになるかと思っています。今回の場合は、形としては最低制限価格で落札されているので、そういった意味では契約金額が不当に高くなっているというところまではいかないのかなというところもあり、そこら辺については今後こういった形の請求があり得るのか、我々としても勉強していきたいと思っています。

吉方清彦委員

関連することになるかもしれませんが、先ほどのお話の中で副知事まで2月の段階で報告があったと

いうことですが、建設部の中では、そういう捜査を受けているという情報は知り得ていたのか。そして、それはまたこの4月とかの人事に対して影響などはなかったものなのか。やはり政策監ですから、それなりの立場がある方なのですが、そういう方に対して——確かに逮捕されただけでは別に有罪ではありませんし、裁判を受けないとそれは有罪か無罪かは決まらないわけなのですが——そういったことに対してどういうふうに部内では接して、人事に対しても考えていけるのですか。

あと、これはそもそもなのですが、逮捕の内容は、漏らしたという話なのですが、これはまさか文書をやり取りするわけでないですから——口頭でしゃべったかどうかはあれなのですが、なぜそこが漏らしたということを知り得たのか。それも当然今は捜査の段階なので言えないとは思いますが、でもそういうのは部内で把握しているものなのか、例えば口頭で漏らしたとかなんとか。普通は自分でしゃべらないとそういうのは分からないですから。俺聞いてきたよとか。そんなことは果たしてあるかなど。なぜ逮捕に至ったのかというのを、分かれば教えていただきたいと思います。

建設部長

先ほども説明させてもらっていますが、2月の時点では、本人から聞いた話ですと、これからも事情聴取を受けて休みがちになる可能性もあるということで、やはり振興局長としても休みなど出したときに分かっておいてもらわないといけないということで情報を上げたというような話は聞いています。ただ、警察から詳しいことは言うなと言われていたということで口止めされていることもあり、それ以上の詳しいことは分からなかったということで、私たち建設部のほうにも振興局長を通じて、事情聴取を彼は受けているよと話は来ていますが、詳しい内容は知らなかったというのが実態です。

人事に関しては、個人の能力や、個人の事情、組織としてのパフォーマンス、これらを総合的に考えて適材適所の人事異動が行われたと考えています。

なぜ逮捕になったのかということに関しては、私たちでは分かりません。

委員長

ほかに、ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

以上で、建設部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日の委員会を終了します。

散会します。

午後2時16分 散会